

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月25日
【届出者の氏名又は名称】	イオン株式会社
【届出者の住所又は所在地】	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
【最寄りの連絡場所】	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
【電話番号】	043(212)6042(直)
【事務連絡者氏名】	コーポレート・コミュニケーション部長 井戸坂 智祐
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	イオン株式会社 東京事務所 (東京都千代田区神田錦町一丁目1番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」及び「公開買付者」とは、イオン株式会社を指し、「対象者」とは、株式会社ダイエーを指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注8) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社ダイエー

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

甲種類株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成25年3月27日現在、対象者株式39,504,000株（普通株式9,644,000株及び甲種類株式29,860,000株（注1））。対象者普通株式及び対象者甲種類株式の単元株式数は、いずれも50株であり、対象者が平成25年7月11日に提出した第63期第1四半期報告書に記載された平成25年2月28日現在の対象者の総株主の議決権の数（3,973,140個）に対する所有割合（以下「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。）は19.89%となります。）を所有する対象者の筆頭株主であり、本書提出日現在においては、当社が所有する対象者株式に変動はないものの、対象者の第三位株主であった丸紅リテールインベストメント株式会社（丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）の100%子会社。以下「丸紅RI」といいます。）が平成25年3月27日現在所有していた対象者株式の全て21,643,050株（普通株式11,691,100株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合：10.89%）を、平成25年4月23日付で対象者の第二位株主であった丸紅に譲渡（注2）したため、本書提出日現在における対象者の筆頭株主は、対象者株式を58,293,520株（普通株式11,712,270株及び甲種類株式46,581,250株、所有割合：29.34%）所有する丸紅であり、当社は対象者の第二位株主であります。なお、平成25年3月27日現在及び本書提出日現在のいずれにおきましても、当社の対象者に対する議決権の所有割合は100分の20未満であるものの実質的な影響力を考慮し、当社は対象者を持分法適用関連会社としております。

当社は、平成25年3月27日付「株式会社ダイエー株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」にて公表のとおり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）に基づき行われる公正取引委員会の企業結合審査の結果において、排除措置命令（後記「6 株券等の取得に関する許可等」において定義します。）を行わない旨の通知を受けることを条件に、平成25年3月27日現在丸紅が所有する対象者株式36,650,470株（普通株式21,170株及び甲種類株式36,629,300株、所有割合：18.45%）の全て及び丸紅RIが所有する対象者株式21,643,050株（普通株式11,691,100株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合：10.89%）のうち、当社と丸紅との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式9,932,700株（所有割合：5.00%）を除く対象者株式11,710,350株（普通株式1,758,400株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合：5.89%）、すなわち丸紅所有分及び丸紅RIの同日現在の所有分の合計で対象者株式48,360,820株（普通株式1,779,570株及び甲種類株式46,581,250株、所有割合：24.34%）を取得することで、対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（但し、平成25年3月27日現在では丸紅RIが所有し、平成25年4月23日付の譲渡により本書提出日現在では丸紅が所有する対象者普通株式9,932,700株（所有割合：5.00%）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを同日決定しておりましたが、今般、当該条件が平成25年7月19日をもって充足されましたので、平成25年7月24日、本公開買付けを平成25年7月25日から開始することを決定いたしました。

当社は、本公開買付けの実施にあたり、平成25年3月27日付で、丸紅との間で、両社の信頼関係を礎に、丸紅の保有する世界的調達ネットワークと当社の保有する店舗網とを連携して活用することで、顧客が求めるより安価で質の高い商品・サービスを提供することを目的とした戦略的パートナーシップに関する協定（以下「本協定」といいます。）及び公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結しております。なお、当社、丸紅及び丸紅RIは、平成19年3月9日付で株主間契約及びこれに付随する覚書（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しておりましたが、本協定の締結に伴い、本公開買付けの成立を条件に合意解除する予定です。また、当社、丸紅及び対象者は、平成19年3月9日付で業務提携契約（以下「本業務提携契約」といいます。）を締結しておりましたが、本株主間契約の終了に伴い、本公開買付けの成立を条件に終了する予定です。

丸紅は本公開買付応募契約において、対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますが、丸紅及び丸紅RIが平成25年3月27日現在所有する対象者甲種類株式（合計46,581,250株）の当該取得請求権を本公開買付けが終了するまで自ら行使せず丸紅RIをして行使させない旨、丸紅RIが平成25年3月27日現在所有する対象者株式21,643,050株（普通株式11,691,100株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合：10.89%）については本公開買付けの開始日までに丸紅が丸紅RIから譲り受けただうえで、当社との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式9,932,700株（所有割合：5.00%）を除く対象者株式48,360,820株（普通株式1,779,570株及び甲種類株式46,581,250株、所有割合：24.34%）について本公開買付けに応募する旨に合意しております。なお、上記のとおり、丸紅RIが平成25年3月27日現在所有していた対象者株式の全て21,643,050株（普通株式11,691,100株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合：10.89%）は、平成25年4月23日付で丸紅に譲渡されております。本協定及び本公開買付応募契約の詳細については、後記「（3）本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

当社は、本公開買付けにより、丸紅が本書提出日現在所有する対象者株式58,293,520株（普通株式11,712,270株及び甲種類株式46,581,250株、所有割合：29.34%）のうち、当社と丸紅との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式9,932,700株（所有割合：5.00%）を除く対象者株式48,360,820株（普通株式1,779,570株及び甲種類株式46,581,250株、所有割合：24.34%）を取得することで、対象者の議決権の数の44.23%を所有することになります。なお、当社は、本書提出日現在、対象者の取締役9名及び監査役4名のうち、当社の役員、使用人又はこれらであった者5名（村井正平、山下昭典、近澤靖英、寺嶋晋及び豊島正明）を取締役として、2名（川本敏雄及び濱田和成）を監査役として指名しております。

このように本公開買付けは、対象者の議決権の数の40%以上を所有し、当社の役員、使用人又はこれらであった者が対象者の役員の過半数を占めることで、対象者を当社の実質支配力基準に基づく連結子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおける買付予定数の下限を丸紅が本公開買付けに応募する旨の合意をしている対象者株式数と同数（48,360,820株、所有割合：24.34%）と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（48,360,820株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方で、当社は、本公開買付けによる売却を希望する対象者の株主の皆様に対象者普通株式の売却の機会を提供するため買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（48,360,820株）以上の場合は応募株券等の全部の買付け等を行いますが、当社は、本公開買付けにより対象者普通株式を上場廃止とすることは企図しておりません（本公開買付けにより対象者普通株式が上場廃止となる可能性の有無については、後記「（6）上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。）。

当社は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の終了後に当社が保有することとなる対象者甲種類株式（76,441,250株）の全てを対象者普通株式に転換する予定ですが、対象者甲種類株式は議決権を有しており、単元株式数も対象者普通株式と同じ50株であって、対象者甲種類株式1株につき対象者普通株式1株が交付されることから、当該転換により対象者の総株主の議決権の数が変動することはありません。

対象者が平成25年3月27日付で公表した「イオン株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「3月27日付対象者プレスリリース」といいます。）、平成25年4月12日付で公表した「イオン株式会社による当社株券等に対する公開買付けへの応募に関する意見表明のお知らせ」（平成25年4月19日付で公表した「（訂正）「イオン株式会社による当社株券等に対する公開買付けへの応募に関する意見表明のお知らせ」の一部訂正について」を含み、以下「4月12日付対象者プレスリリース」といいます。）及び平成25年7月24日付で公表した「イオン株式会社による当社株券等に対する公開買付けの実施に関するお知らせ」（以下「7月24日付対象者プレスリリース」といい、「3月27日付対象者プレスリリース」、「4月12日付対象者プレスリリース」及び「7月24日付対象者プレスリリース」を総称して「対象者プレスリリース」といいます。）によりますと、平成25年3月27日開催の対象者取締役会において、TMI総合法律事務所から得た法的助言も踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、企業価値の更なる向上の実現と株主利益の最大化を主眼に、当社との間で一層強固な資本関係と業務提携関係を構築することが必要であるとの認識の下、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで、対象者の早期の損益改善等が図られ、今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、対象者株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を決議したとのことです。一方、本公開買付けへの応募に関する意見については、当時集計中の対象者の平成25年2月期の連結及び個別決算の内容、並びに決算内容を分析のうえで算出する予定の対象者の平成26年2月期の業績予想等も踏まえて協議・検討し、対象者の平成25年2月期決算短信とともに平成25年4月12日に公表する予定としておりましたが、平成25年4月12日開催の対象者取締役会において、対象者が同日付で公表した「平成25年2月期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載の内容並びに野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から取得した対象者普通株式に対する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）及びTMI総合法律事務所から得た法的助言を踏まえ、慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は最終的には丸紅と当社との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで、対象者の早期の損益改善等が図られ、今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、対象者株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと考えられることからすれば、株主の皆様が対象者株式を保有し続けるという判断にも十分な合理性が認められること、当社は、本公開買付けにより対象者普通株式を上場廃止とすることを企図しておらず、対象者普通株式は本公開買付け後も上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かを判断するに際して、上場廃止の懸念から生じる強圧的效果はない（すなわち、本来は応募を望まないにもかかわらず、株式を保有したまま上場廃止となって株式を売却する機会を失うこと等を回避するために、意思に反して応募せざるを得なくなるといったおそれはない）と考えられることに鑑み、本公開買付けへの応募については、対象者の株主各位のご判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。

（注1）対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されており、仮に本書提出日時点において当該取得請求権を行使した場合、対象者甲種類株式1株につき対象者普通株式1株が交付されることから、本公開買付けにおいて株式数の計算をするにあたっては、対象者甲種類株式1株を対象者普通株式1株とみなして計算しております。なお、対象者甲種類株式は1単元（50株）につき1個の議決権を有します。

（注2）丸紅が平成25年5月1日に提出した変更報告書N0.13によりますと、対象者株式21,643,050株を1株当たり284.23円で譲渡したことのことで、譲渡総額は6,151,604千円となります。

（2）本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社グループは、純粋持株会社である当社を中心に200社余りの企業からなるグループであり、ショッピングセンターの核店舗となるGMS（総合スーパー）を北海道から沖縄まで日本全国に展開するGMS事業をはじめとする小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しております。一方、対象者も主として小売事業を営み、スーパーマーケット（SM）業態、スーパースーパーマーケット（SSM）業態及びディスカウント（DS）業態等の店舗を日本各地に展開しております。

当社、対象者及び丸紅は、対象者の早期再生に向けて平成18年10月に締結した資本・業務提携の独占交渉に関する覚書に基づき、業務提携検討委員会を設置のうえ検討を行った結果、当社と対象者が共通に有するお客様第一主義の経営理念のもと、お互いの暖簾を尊重しつつ協力・協業していくことにより、対象者の早期再生を実現するとともに、両社が更なる企業価値の向上を達成することが可能であると判断し、平成19年3月9日、資本業務提携を行うことに合意し、同日付で本業務提携契約を締結するとともに、丸紅が所有する対象者株式の一部（対象者甲種類株式29,860,000株、所有割合：15.31%）を当社が取得すること、また、当社と丸紅の双方が対象者へ役員の派遣を行うことにより、3社間の信頼・協力関係を築いたうえで、当社と対象者との両グループ併せて6兆円を超える営業収益（平成19年3月9日当時）の小売連合となるスケールメリットを活かして、共同仕入・共同開発・共同販促、物流の協働化、資材・コスト削減、人材交流といった経営資源・ノウハウの共有化を図り、また丸紅が当社及び対象者と関係の深い総合商社として商品供給等を行うことにより、対象者の早期再生を実現するべく3社一体となって協力・協業してまいりました。

しかしながら平成25年3月27日現在、当社は単独では対象者株式39,504,000株（普通株式9,644,000株及び甲種類株式29,860,000株、所有割合：19.89%）を所有する対象者の筆頭株主として対象者を持分法適用関連会社としてはいたものの、実質的な対象者の筆頭株主は、直接保有分及び100%子会社である丸紅RIを通じた間接保有分を併せて合計で対象者株式58,293,520株（普通株式11,712,270株及び甲種類株式46,581,250株、所有割合：29.34%）を所有する丸紅でありました。このような当社と対象者との資本関係では、対象者と同じ総合小売業を営む当社が主体的に対象者の経営改革を推進することは難しいこともあり、当社と対象者の両グループのスケールメリットとシナジーを最大限に活かして成果を出すまでには至っており、対象者の業績は平成21年2月期から平成25年2月期にかけて5期連続で連結当期純損失を計上しております。また、依然として継続しているデフレ傾向や電力・ガス料金の値上げ、雇用環境の停滞、将来的な消費税増税を控えた可処分所得の減少への不安等から消費者を取り巻く環境は年々と厳しさを増し、業種・業態・販売チャネルを超えた価格競争が激化するなど、当社及び対象者が属する小売業界は更なる経営努力が求められており、当社としては当社と対象者とのシナジーを追求し、両社の企業価値を向上させるためには、かかる3社の資本関係を見直す必要があると考えるに至りました。

現在、当社は、平成26年2月期を最終年度とする3ヶ年中期経営計画への対応として、新たな成長ステージに向けたグループ構造改革に取り組み、ブランド認知度の向上及び地域に根ざし、地域のお客様に支持される地域密着経営の深耕を推進しておりますが、さらに、当該計画以降の当社グループの更なる成長へ繋げるため、平成25年3月1日付で公表した「機構改革と人事異動について」に記載しました組織改革のとおり、GMS事業構造改革の第2フェーズを加速し、強固な経営基盤を確立することを目的に経営体制を強化しております。

当社は、当該3ヶ年中期経営計画において、新しい成長機会を獲得するグループの共通戦略の1つとして「大都市シフト」を掲げ、首都圏を中心とした大都市における当社グループのシェア拡大に向け、グループの有する多様な店舗業態で展開を加速しております。その中で、当社は、平成24年6月頃から対象者を当社の連結子会社化とすることが当社の「大都市シフト」を推進し当社のシェア拡大に寄与するものであり、また対象者にとっても当社と緊密な資本関係を構築することで更なるスケールメリットを活かした商品の調達が可能となり、物流やシステムといったインフラ面の効率化や、人材面についても従事できる業務の多様化が図られ、かつ、人材の確保も容易となる等、対象者の早期の損益改善等に繋がる取り組みが可能となることに加え、当社グループがもつ経営基盤やノウハウ（店舗物件開発、テナントリーシング、非食品部門のマーチャンダイジング（注3）等）の共有により店舗の魅力が増し、更には財務面での支援等により対象者の成長戦略又は店舗資産活性化も実行できるとの考えに至り、両社の企業価値の向上を図るためには対象者を当社の連結子会社とすることが最善の策であると判断いたしました。一方で、これまで対象者の早期再生に向けて3社で協力してきた丸紅と対象者の関係に鑑み、平成24年12月頃から、まずは、当社と丸紅との2社間で協議を行った結果、丸紅が、本公開買付け成立後も、対象者株式のうち5%を継続保有することを含め、今後も3社の協業関係を継続することの合意に至ったことから、平成25年3月上旬、当社は対象者に対して本公開買付けを提案し、協議を経て、平成25年3月27日、本公開買付けの実施を決定いたしました。

上記のとおり、当社、対象者及び丸紅との間の本業務提携契約は、本公開買付けの成立を条件に終了いたしますが、当社は、本公開買付け後に対象者を連結子会社化した後も、本業務提携契約の趣旨を踏まえ、対象者の自主性と独立性を尊重し、当社と対象者が共通に有するお客様第一主義の基本理念のもと、当社及び対象者が互いの暖簾を尊重しつつ、解決すべき課題を乗り越えて協力・協業することにより、お客様により高い支持を得ることのできる商品・サービスの提供と両社の一層の発展を目指し、対象者の運営体制の優れた点を十分に生かした経営に留意のうえ、対象者との連携の強化を図っていきたくており、対象者の連結子会社化によるシナジーを最大限に発揮できる方法を両社で協議していきます。

当社は、平成25年3月27日現在、対象者に対して、当社の役員、使用人又はこれらであった者3名を取締役として、1名を監査役として指名しておりましたが、平成25年5月22日開催の対象者定時株主総会において、対象者の取締役の過半数につき当社が指名する者を選任する旨の議案を上程するよう要請し、本書提出日現在、対象者の取締役9名及び監査役4名のうち、当社の役員、使用人又はこれらであった者5名（村井正平、山下昭典、近澤靖英、寺嶋晋及び豊島正明）を取締役として、2名（川本敏雄及び濱田和成）を監査役として指名しております。また、本協定に基づき、丸紅は対象者の取締役1名の指名権を有していることから、同総会において取締役1名（山崎康司氏）を指名しているほか、監査役1名（鶴山和英氏）を指名しております。なお、現時点において本公開買付け後の対象者の商号、店舗等の屋号、事業内容、従業員の雇用、人事制度や処遇等についての変更は考えておらず、対象者の事業運営は現行の運営体制の継続を前提としております。

（注3）非食品部門のマーチャンダイジングとは、衣料品・生活用品・非物販サービスといった非食品部門の商品とサービスの販売と提供に関わる業務全般、具体的には商品・サービスの開発や品揃え、売場展開と演出、その他販売促進等の一連の業務活動について指しております。

（3）本公開買付けに関する重要な合意等

本協定

当社、丸紅、丸紅RI及び丸紅フーズインベストメント株式会社（平成23年7月5日付で存続会社を丸紅RIとして合併したことにより、同社の持分は丸紅RIに承継されております。）は、平成19年3月9日付で株主間契約を締結し、各社が所有する対象者株式につき、一定の要件が満たされるまでは、一定の事項につき特定の方法で議決権を行使すること、並びに一定の要件が満たされるまでは株式の譲渡等を禁ずること等に合意しておりましたが、当社は、本公開買付けを実施するにあたり、平成25年3月27日付で、丸紅との間で、本協定を締結し、本公開買付けの成立を条件に本株主間契約を合意解除する予定です。なお、本協定においては、本公開買付けの実施に関する事項のほか、本公開買付けの成立を条件に、(a)当社と丸紅との戦略的パートナーシップにより食品分野で国内外における効率的なサプライチェーンマネジメントを構築すること、(b)対象者の業績改善を目指して丸紅グループの対象者に対する安定した商品供給を今後も継続すること、(c)対象者の金融機関に対する返済資金その他の必要資金について当社が必要な支援を行うこと、(d)本公開買付けの開始日までに丸紅が丸紅RIから譲り受ける丸紅RIが平成25年3月27日現在所有する対象者株式21,643,050株（普通株式11,691,100株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合：10.89%）のうち、本公開買付けの成立後も丸紅が継続保有する対象者普通株式9,932,700株（所有割合：5.00%。以下、本において、「本継続保有株式」といいます。）について、行使価格を本公開買付け価格と同額として、丸紅の当社に対するプットオプションを設定すること、(e)丸紅が本継続保有株式を保有している間は、丸紅は対象者の取締役1名の指名権を有すること、(f)丸紅が本継続保有株式を保有している間は、本継続保有株式の内容を変更する行為、現金その他の財産と交換する行為について丸紅の事前同意を得ること、及び対象者の組織再編行為といった重要な事項について丸紅に事前通知すること、(g)本株主間契約の合意解除について、合意しております。

本公開買付け応募契約

当社は、本公開買付けの実施にあたり、平成25年3月27日付で、丸紅との間で、本公開買付け応募契約を締結しております。丸紅は本公開買付け応募契約において、対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますが、丸紅及び丸紅RIが平成25年3月27日現在所有する対象者甲種類株式（合計46,581,250株）の当該取得請求権を本公開買付けが終了するまで自ら行使せず丸紅RIをして行使させない旨、丸紅RIが平成25年3月27日現在所有する対象者株式21,643,050株（普通株式11,691,100株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合：10.89%）については本公開買付けの開始日までに丸紅が丸紅RIから譲り受けたうえで、当社との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式9,932,700株（所有割合：5.00%）を除く対象者株式48,360,820株（普通株式1,779,570株及び甲種類株式46,581,250株、所有割合：24.34%）について本公開買付けに応募する旨に合意しております。なお、上記のとおり、丸紅RIが平成25年3月27日現在所有していた対象者株式の全て21,643,050株（普通株式11,691,100株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合：10.89%）は、平成25年4月23日付で丸紅に譲渡されております。

丸紅は、(a)当社の本公開買付応募契約上の表明保証(注1)が重要な点において真実かつ正確ではない場合、(b)当社の本公開買付応募契約上の義務(注2)に違反がある場合、(c)対象者において、本公開買付けに賛同する旨の出席取締役全員一致の取締役会決議が行われない場合、又は行われてもその内容を公表しない場合、若しくはこれを撤回し、又はこれと矛盾する内容の取締役会決議を行った場合、(d)天災地変その他丸紅及び丸紅RIに帰責性のない事由により本公開買付けへの応募が社会通念上不可能であると認められる影響が新たに判明した場合、(e)当社が独占禁止法に基づく排除措置命令を行わない旨の通知を受理しなかった場合、(f)当社について破産手続、再生手続、更生手続、特別清算その他適用ある同種の法的倒産手続(外国法に基づく手続を含む。)が開始された場合、(g)本公開買付けに対抗する公開買付けその他の対象者の株式を対象とする買付け行為が提案又は公表された場合で、丸紅が本公開買付けに応募することが取締役の善管注意義務又は忠実義務違反となると合理的に判断する場合には、本公開買付けに応募しない又は本公開買付応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、丸紅がその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。

(注1)本公開買付応募契約では、()本公開買付応募契約の締結及び履行、強制執行可能性、()必要な許認可等の取得、()法令等、社内規則、及び他の契約等との抵触の不存在、()資金調達に関する事項が当社の表明保証事項とされており、

(注2)本公開買付応募契約では、当社は、()本公開買付応募契約に従って公開買付けを実施する義務、()秘密保持義務、()契約上の地位及び権利義務の譲渡禁止の義務を負っています。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

本公開買付けの開始を決定した平成25年3月27日現在及び本書提出日現在のいずれにおいても、対象者は当社の子会社ではありませんが、平成25年3月27日現在、当社、丸紅及び丸紅RIの合計で対象者株式97,797,520株(普通株式21,356,270株及び甲種類株式76,441,250株、所有割合:49.23%)を所有していたこと、対象者取締役8名のうち当社及び丸紅各1名ずつの出身者と各2名ずつの出向者がいたこと、また、対象者監査役5名のうち当社及び丸紅各1名ずつの役員が兼務をし、1名が丸紅グループの出身者であったことから、本公開買付価格の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、当社及び対象者は、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、丸紅、丸紅RI及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)を対象者普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、SMB C日興証券は、当社、丸紅、丸紅RI及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社はSMB C日興証券から平成25年3月26日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。

なお、当社は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。SMB C日興証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法	208円から221円
類似上場会社比較法	144円から205円
DCF法	222円から366円

市場株価法では、平成25年3月17日の本件に関する憶測報道による株価への影響を排除するため、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成25年3月15日を基準日として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における対象者普通株式の直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の各期間における終値の単純平均値(それぞれ、221円、208円(小数点以下四捨五入。以下、単純平均株価の計算において同じです。))を基に、1株当たりの株式価値の範囲を208円から221円までと分析しております。なお、SMB C日興証券は、対象者普通株式は十分な流動性を確保していると考えられることから、直近6ヶ月間の終値の単純平均値は考慮していないとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と事業内容等が類似する上場会社を選定し、当該会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を144円から205円までと分析しております。

D C F法では、当社がS M B C日興証券に提供した対象者に関する事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年2月期以降の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を222円から366円までと分析しております。

なお、S M B C日興証券がD C F法による算定の際に検討した対象者に関する事業計画は、当社が、対象者から将来見通しや施策に関する資料を受領した際に行ったインタビューを基に作成したものです。また、この対象者に関する事業計画には大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれており、これは、主としてプライベートブランド商品の取り扱いの拡充や共同での商品調達等による増益効果を見込んでいるためです。S M B C日興証券は対象者普通株式の株式価値の算定にあたり、対象者が平成25年3月27日付で公表した「特別損失（固定資産減損損失）の計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成25年2月期の通期業績予想の内容を予め考慮しているとのことです。

当社は、S M B C日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、過去3ヶ月間の対象者普通株式の市場価格の動向等を総合的に勘案し、丸紅との交渉を経て、最終的に平成25年3月27日に、本公開買付価格を270円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施について公表した日の前営業日である平成25年3月26日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値317円に対して14.83%（小数点以下第三位四捨五入、以下、ディスカウント及びプレミアムの計算について同じです。）のディスカウントをした価格、直近1ヶ月間の終値の単純平均値256円に対して5.47%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値222円に対して21.62%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値189円に対して42.86%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成25年7月24日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値359円に対して24.79%のディスカウントをした価格となっております。

対象者甲種類株式の買付け等の価格については、実質的に対象者普通株式1株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう、対象者甲種類株式1株当たり270円といたしました。具体的には、当該甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますので、本公開買付価格を270円と決定した平成25年3月27日に当該取得請求権を行使した場合、対象者甲種類株式1株につき対象者普通株式1株が交付されることから、本公開買付価格と同額である270円といたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける対象者甲種類株式の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

対象者における独立した第三者算定機関からの本株式価値算定書の取得

4月12日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者、当社、丸紅及び丸紅RIから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に、対象者の普通株式に対する株式価値の算定を依頼し、平成25年4月12日付で本株式価値算定書を取得したとのことです（なお、対象者は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。また、野村證券は、対象者、当社、丸紅及び丸紅RIの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

野村證券は、本株式価値算定書において、対象者の株式価値の算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びD C F法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。当該各手法に基づき算定した対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：182円から314円

類似会社比較法：231円から464円

D C F法：219円から622円

市場株価平均法では、本公開買付けへの応募に関する意見を公表した日の前営業日である平成25年4月11日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の基準日終値（314円）、直近1週間の終値平均値（312円）、直近1ヶ月間の終値平均値（293円）、直近3ヶ月間の終値平均値（241円）及び直近6ヶ月間の終値平均値（203円）、また本公開買付けに関する憶測報道がなされた平成25年3月17日の直前の営業日である平成25年3月15日を基準日として、直前の1週間、1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間における終値平均値（それぞれ、231円、221円、208円、182円）を基に、対象者株式1株当たりの株式価値を182円から314円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの株式価値を231円から464円までと算定しているとのことです。

D C F法では、対象者の平成26年2月期以降の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定しており、これにより対象者株式1株当たりの株式価値を219円から622円までと算定しているとのことです。

なお、対象者は、対象者の甲種類株式の株式価値の算定について、第三者算定機関に対し、算定の依頼をしておらず、甲種類株式に関する株式価値算定書は取得していないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者取締役会の意思決定過程における公正性を担保するための措置として、対象者、丸紅、丸紅RI及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるT M I総合法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定過程・方法その他の留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

対象者における取締役の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、T M I 総合法律事務所から得た法的助言も踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、企業価値の更なる向上の実現と株主利益の最大化を主眼に、当社との間で一層強固な資本関係と業務提携関係を構築することが必要であるとの認識に至ったとのことです。かかる認識の下、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで、対象者の今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、対象者株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、平成25年3月27日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。

また、野村證券から取得した対象者普通株式に対する本株式価値算定書及びT M I 総合法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付け価格は最終的には丸紅と当社との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで、対象者の早期の損益改善等が図られ、今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、対象者株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと考えられることからすれば、株主の皆様が対象者株式を保有し続けるという判断にも十分な合理性が認められること、当社は、本公開買付けにより対象者普通株式を上場廃止とすることを企図しておらず、対象者普通株式は本公開買付け後も上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かを判断するに際して、上場廃止の懸念から生じる強圧的効果はない（すなわち、本来は応募を望まないにもかかわらず、株式を保有したまま上場廃止となって株式を売却する機会を失うこと等を回避するために、意思に反して応募せざるを得なくなるといったおそれはない）と考えられることに鑑み、平成25年4月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの応募については、対象者の株主各位のご判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。

上記平成25年3月27日開催の対象者取締役会及び平成25年4月12日開催の対象者取締役会においては、いずれにおきましても、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、まず当社及び丸紅の出身者又は出向者を除く取締役のみで審議及び決議を行ったとのことです（以下、本項において、平成25年3月27日開催の対象者取締役会及び平成25年4月12日開催の対象者取締役会において行われたかかる審議及び決議を総称して、「第1決議」といいます。）。その上で、仮に、当社及び丸紅の出身者又は出向者である取締役が会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）第369条第2項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈される場合には、第1決議は、同条第1項に定める取締役会の定足数を満たさないものであることになってしまうことを考慮し、平成25年3月27日開催の対象者取締役会及び平成25年4月12日開催の対象者取締役会のいずれにおきましても、第1決議に参加しなかった取締役を加えた対象者の全ての取締役にて改めて審議及び決議を行ったとのことです（以下、本項において、平成25年3月27日開催の対象者取締役会及び平成25年4月12日開催の対象者取締役会において行われたかかる審議及び決議を総称して、「第2決議」といいます。）。よって、当社の出身であり、又は、当社からの出向者である対象者代表取締役会長 川戸義晴、対象者取締役 山下昭典及び対象者取締役 川本敏雄、並びに、丸紅の出身であり、又は、丸紅からの出向者である対象者代表取締役社長 桑原道夫氏、対象者取締役 山崎康司氏及び対象者取締役 小倉泰彦氏は第1決議の審議及び決議に参加せず、第2決議の審議及び決議にのみ参加しているとのことです。また、同様の観点から、上記の6名の取締役は、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

なお、対象者監査役については、平成25年3月27日開催の対象者取締役会においては、当社の取締役専務執行役を兼務する豊島正明、丸紅の執行役員を兼務する田島真氏、丸紅の出身である鶴山和英氏は、同様の観点から第1決議に係る取締役会の審議には参加せず、第2決議に係る取締役会の審議にのみ参加したとのことです。また、平成25年4月12日開催の対象者取締役会においては、第1決議に係る取締役会の審議については永井英介氏のみ参加し、第2決議に係る取締役会の審議については、永井英介氏及び鶴山和英氏の2名が参加したとのことです。

第1決議及び第2決議に係る取締役会は、上記の利益相反の疑いを回避する観点から審議及び決議に参加していない取締役を除く全ての取締役が出席し、それぞれ、出席した取締役全員の一致で上記決議を行っており、また、それぞれ、出席した監査役のいずれからも特に異議は述べられていないとのことです。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

当社は、対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、本公開買付けによる売却を希望する対象者の株主の皆様へ売却の機会を提供するために買付予定数の上限を設定せず、本公開買付けを実施いたしますが、当社は、本公開買付けにより対象者普通株式を上場廃止とすることを企図しておりません。よって、本公開買付けが成立した場合には、対象者普通株式を追加で取得することは現時点において予定しておりません。また、当社は、本公開買付けの成立後も丸紅が継続保有する対象者普通株式9,932,700株(所有割合:5.00%)について、行使価格を本公開買付け価格と同額として、丸紅の当社に対するプットオプションを設定しておりますが、丸紅によるプットオプションの行使期間は定められておらず、現時点において具体的な追加取得の予定はありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、上記のとおり、当社は、本公開買付けにより対象者普通株式を上場廃止とすることを企図しておりません。また、対象者としても、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の東京証券取引所市場第一部上場を維持する方針とのことです。しかし、当社は、本公開買付けによる売却を希望する対象者の株主の皆様へ売却の機会を提供するために買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は、東京証券取引所が定める上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)のうち、株主数が事業年度の末日において400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないとき、流通株式時価総額(事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額)が事業年度の末日において、5億円未満となった場合において、1年以内に5億円以上とならないときのいずれかの上場廃止基準に該当する場合があります。その場合には、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。当社との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている丸紅が所有する対象者普通株式9,932,700株(所有割合:5.00%)が本公開買付け後も残ることから、に抵触する可能性は低いものと考えます。なお、本公開買付けの結果、万が一、対象者普通株式が上記いずれかの上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社は、対象者と対象者普通株式の上場廃止を回避するための具体的な方策を協議する予定であり、当社は、対象者との間で合意された方策を実行します。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年7月25日(木曜日)から平成25年8月21日(水曜日)まで(20営業日)
公告日	平成25年7月25日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成25年9月4日(水曜日)までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 イオン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
事業推進部 野村太郎
043(212)6057(直)
確認受付時間 平日午前9時から午後6時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金270円 甲種類株式1株につき金270円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券()	-
株券等預託証券()	-
算定の基礎	<p>(1)普通株式</p> <p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、丸紅、丸紅RI及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、SMB C日興証券は、当社、丸紅、丸紅RI及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社はSMB C日興証券から平成25年3月26日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。</p> <p>なお、当社は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。SMB C日興証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価法 208円から221円 類似上場会社比較法 144円から205円 DCF法 222円から366円</p>

市場株価法では、平成25年3月17日の本件に関する憶測報道による株価への影響を排除するため、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成25年3月15日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の各期間における終値の単純平均値（それぞれ、221円、208円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を208円から221円までと分析しております。なお、S M B C日興証券は、対象者普通株式は十分な流動性を確保していると考えられることから、直近6ヶ月間の終値の単純平均値は考慮していないとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と事業内容等が類似する上場会社を選定し、当該会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を144円から205円までと分析しております。

D C F法では、当社がS M B C日興証券に提供した対象者に関する事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年2月期以降の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を222円から366円までと分析しております。

なお、S M B C日興証券がD C F法による算定の際に検討した対象者に関する事業計画は、当社が、対象者から将来見通しや施策に関する資料を受領した際に行ったインタビューを基に作成したものです。また、この対象者に関する事業計画には大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれており、これは、主としてプライベートブランド商品の取り扱いの拡充や共同での商品調達等による増益効果を見込んでいるためです。S M B C日興証券は対象者普通株式の株式価値の算定にあたり、対象者が平成25年3月27日付で公表した「特別損失（固定資産減損損失）の計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成25年2月期の通期業績予想の内容を予め考慮しているとのことです。

当社は、S M B C日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、過去3ヶ月間の対象者普通株式の市場価格の動向等を総合的に勘案し、丸紅との交渉を経て、最終的に平成25年3月27日に、本公開買付価格を270円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施について公表した日の前営業日である平成25年3月26日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値317円に対して14.83%のディスカウントをした価格、直近1ヶ月間の終値の単純平均値256円に対して5.47%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値222円に対して21.62%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値189円に対して42.86%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成25年7月24日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値359円に対して24.79%のディスカウントをした価格となっております。

	<p>(2) 甲種類株式</p> <p>対象者甲種類株式の買付け等の価格については、実質的に対象者普通株式1株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう、対象者甲種類株式1株当たり270円といたしました。具体的には、当該甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますので、本公開買付価格を270円と決定した平成25年3月27日に当該取得請求権を行使した場合、対象者甲種類株式1株につき対象者普通株式1株が交付されることから、本公開買付価格と同額である270円といたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける対象者甲種類株式の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>当社は、3ヶ年中期経営計画において、新しい成長機会を獲得するグループの共通戦略の1つとして「大都市シフト」を掲げ、首都圏を中心とした大都市における当社グループのシェア拡大に向け、グループの有する多様な店舗業態で展開を加速しております。その中で、当社は、平成24年6月頃から対象者を当社の連結子会社化とすることが当社の「大都市シフト」を推進し当社のシェア拡大に寄与するものであり、また対象者にとっても当社と緊密な資本関係を構築することで更なるスケールメリットを活かした商品の調達が可能となり、物流やシステムといったインフラ面の効率化や、人材面についても従事できる業務の多様化が図られ、かつ、人材の確保も容易となる等、対象者の早期の損益改善等に繋がる取り組みが可能となることに加え、当社グループがもつ経営基盤やノウハウ（店舗物件開発、テナントリーシング、非食品部門のマーチャンダイジング等）の共有により店舗の魅力が増し、更には財務面での支援等により対象者の成長戦略又は店舗資産活性化も実行できるとの考えに至り、両社の企業価値の向上を図るためには対象者を当社の連結子会社とすることが最善の策であると判断いたしました。一方で、これまで対象者の早期再生に向けて3社で協力してきた丸紅と対象者の関係に鑑み、平成24年12月頃から、まずは、当社と丸紅との2社間で協議を行った結果、丸紅が、本公開買付け成立後も、対象者株式のうち5%を継続保有することを含め、今後も3社の協業関係を継続することの合意に至ったことから、平成25年3月上旬、当社は対象者に対して本公開買付けを提案し、協議を経て、平成25年3月27日、本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、丸紅、丸紅RI及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、SMB C日興証券は、当社、丸紅、丸紅RI及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社はSMB C日興証券から平成25年3月26日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。</p>

なお、当社は、S M B C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、当社は、本公開買付けにおける対象者甲種類株式の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

当該意見の概要

S M B C日興証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法	208円から221円
類似上場会社比較法	144円から205円
D C F法	222円から366円

市場株価法では、平成25年3月17日の本件に関する憶測報道による株価への影響を排除するため、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成25年3月15日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の各期間における終値の単純平均値（それぞれ、221円、208円）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を208円から221円までと分析しております。なお、S M B C日興証券は、対象者普通株式は十分な流動性を確保していると考えられることから、直近6ヶ月間の終値の単純平均値は考慮していないとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と事業内容等が類似する上場会社を選定し、当該会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を144円から205円までと分析しております。

D C F法では、当社がS M B C日興証券に提供した対象者に関する事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年2月期以降の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を222円から366円までと分析しております。

なお、S M B C日興証券がD C F法による算定の際に検討した対象者に関する事業計画は、当社が、対象者から将来見通しや施策に関する資料を受領した際に行ったインタビューを基に作成したものです。また、この対象者に関する事業計画には大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれており、これは、主としてプライベートブランド商品の取り扱いの拡充や共同での商品調達等による増益効果を見込んでいるためです。S M B C日興証券は対象者普通株式の株式価値の算定にあたり、対象者が平成25年3月27日付で公表した「特別損失（固定資産減損損失）の計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成25年2月期の通期業績予想の内容を予め考慮しているとのことです。

	<p>当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、S M B C日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、過去3ヶ月間の対象者普通株式の市場価格の動向等を総合的に勘案し、丸紅との交渉を経て、最終的に平成25年3月27日に、本公開買付価格を270円と決定いたしました。なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施について公表した日の前営業日である平成25年3月26日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値317円に対して14.83%のディスカウントをした価格、直近1ヶ月間の終値の単純平均値256円に対して5.47%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値222円に対して21.62%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値189円に対して42.86%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成25年7月24日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値359円に対して24.79%のディスカウントをした価格となっております。</p> <p>一方、対象者甲種類株式の買付け等の価格については、実質的に対象者普通株式1株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう、対象者甲種類株式1株当たり270円といたしました。具体的には、当該甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますので、本公開買付価格を270円と決定した平成25年3月27日に当該取得請求権を行使した場合、対象者甲種類株式1株につき対象者普通株式1株が交付されることから、本公開買付価格と同額である270円といたしました。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
149,437,204 (株)	48,360,820 (株)	(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(48,360,820株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(48,360,820株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されており、仮に本書提出日時点において当該取得請求権を行使した場合、対象者甲種類株式1株につき対象者普通株式1株が交付されることから、本公開買付けにおいて株式数の計算をするにあたっては、対象者甲種類株式1株を対象者普通株式1株とみなして計算しております(下記(注2)において同じです。)

(注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定していないため、「買付予定数」は本公開買付けにより当社が取得する可能性のある最大数(149,437,204株)を記載しております。当該最大数は、対象者が平成25年7月11日に提出した第63期第1四半期報告書に記載された平成25年5月31日現在の発行済株式数199,038,787株(普通株式122,597,537株及び甲種類株式76,441,250株)から、本書提出日現在当社が所有する対象者株式39,504,000株(普通株式9,644,000株及び甲種類株式29,860,000株)、本書提出日現在丸紅が所有する対象者株式58,293,520株(普通株式11,712,270株及び甲種類株式46,581,250株、所有割合:29.34%)のうち、丸紅が本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式(9,932,700株)、本公開買付けにおいて取得する予定のない、対象者が平成25年7月5日付で公表した「平成26年2月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成25年5月31日現在の対象者の自己株式数(164,883株)を控除した株式数149,437,204株(普通株式102,855,954株及び甲種類株式46,581,250株)です。なお、対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますが、丸紅は本公開買付応募契約において、丸紅が本書提出日現在所有する対象者甲種類株式(合計46,581,250株)の当該取得請求権を本公開買付けが終了するまで行使しない旨に合意しております。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	2,988,744
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月25日現在)(個)(d)	790,080
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月25日現在)(個)(g)	1,165,870
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年2月28日現在)(個)(j)	3,973,140
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	75.14
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) × 100) (%)	100.00

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(149,437,204株)に係る議決権の数です。

(注2)「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月25日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、丸紅が本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式(9,932,700株)を除く特別関係者の所有する株券等を買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、丸紅が本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式(9,932,700株)に係る議決権の数(198,654個)のみを分子である「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月25日現在)(個)(g)」として計算しております。

- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年2月28日現在)(個)(j)」は、対象者が平成25年7月11日に提出した第63期第1四半期報告書に記載された平成25年2月28日現在の総株主等の議決権の数です(対象者普通株式及び対象者甲種類株式のいずれも1単位(50株)につき1個の議決権を有します。)。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成25年5月31日現在の発行済普通株式数(122,597,537株)に、対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されており、仮に本書提出日時点において当該取得請求権が行使された場合、対象者甲種類株式1株につき対象者普通株式1株が交付されることから、同報告書に記載された平成25年5月31日現在の発行済甲種類株式(76,441,250株)が対象者普通株式に転換された場合に交付される対象者普通株式(76,441,250株)を加算した株式数(199,038,787株)から、本公開買付けにおいて取得する予定のない対象者が平成25年7月5日付で公表した「平成26年2月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成25年5月31日現在の対象者の自己株式数(164,883株)を控除した株式数(198,873,904株)に係る議決権の数3,977,478個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年2月28日現在)(個)(j)」として計算しております。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式
甲種類株式

(2)【根拠法令】

当社は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)の前に、本株式取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出が受理された日から30日(短縮される場合もあります。)を経過する日までは本株式取得をすることはできません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令する場合には、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされております(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

当社は、本件株式取得に関して、平成25年3月1日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。そして、平成25年7月19日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受領しており、排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は、排除措置命令の事前通知を受けることなく終了しております。また、本件株式取得に関しては、平成25年3月31日の経過をもって、取得禁止期間は終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成25年7月19日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)
許可等の番号 公経企第355号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人
S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

応募株券等が普通株式の場合の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株券等が甲種類株式の場合の応募に際しては、応募株主等の請求により対象者が発行する「株主名簿記載事項証明書」及び「株式名義書換請求書兼株主票」をご提出ください。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

（注1）本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同じです。）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注2）株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8【買付け等に要する資金】

（1）【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）（a）	40,348,045,080
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料（b）	110,000,000
その他（c）	50,000,000
合計（a）+（b）+（c）	40,508,045,080

（注1）「買付代金（円）（a）」欄は、本公開買付けにおける買付予定数（149,437,204株）に対象者普通株式1株当たりの本公開買付価格（270円）を乗じた金額です。

（注2）「買付手数料（b）」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

（注3）「その他（c）」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

（注4）上記金額には、消費税等は含まれておりません。

（注5）その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】
【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	40,601,543
計(a)	40,601,543

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

40,601,543千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

(2) 【決済の開始日】

平成25年 8 月 27 日 (火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成25年 9 月 10 日 (火曜日) となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日 (本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日) に、下記の方法により返還いたします。

応募株券等が普通株式の場合には、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態 (応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。) に戻します。

応募株券等が甲種類株式の場合には、応募に際して提出された、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の に記載した書類を応募株主等に対して郵送又は交付します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (48,360,820株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (48,360,820株) 以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主に請求することはありません。また応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第88期(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日) 平成25年5月17日 関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第89期第1四半期(自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日) 平成25年7月16日 関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

イオン株式会社
(千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1)
イオン株式会社 東京事務所
(東京都千代田区神田錦町一丁目1番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年7月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,956,433 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	1,956,433	-	-
所有株券等の合計数	1,956,433	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等の数(483個)が含まれております。かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月25日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年7月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	790,080 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	790,080	-	-
所有株券等の合計数	790,080	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成25年7月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,166,353 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	1,166,353	-	-
所有株券等の合計数	1,166,353	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等の数(483個)が含まれております。かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月25日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成25年7月25日現在)

氏名又は名称	丸紅株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区大手町一丁目4番2号
職業又は事業の内容	内外物資の輸入及び販売業
連絡先	連絡先 丸紅株式会社 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目4番2号 電話番号 (03) 3282-2298
公開買付者との関係	公開買付者との間で、共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

(平成25年7月25日現在)

氏名又は名称	株式会社マルナカ
住所又は所在地	香川県高松市円座町1001番地
職業又は事業の内容	スーパーマーケットチェーン
連絡先	連絡先 株式会社マルナカ 連絡場所 香川県高松市円座町1001番地 電話番号 (087) 886-8686 (代)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成25年7月25日現在)

氏名又は名称	足立 憲昭
住所又は所在地	東京都千代田区三番町3 - 8 (勤務先所在地)
職業又は事業の内容	イオンエンターテイメント株式会社 常勤監査役
連絡先	連絡先 イオンエンターテイメント株式会社 連絡場所 東京都千代田区三番町3 - 8 電話番号 03-3262-0201
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年7月25日現在)

氏名又は名称	稲田 道治
住所又は所在地	東京都中央区銀座五丁目9番8号 クロス銀座5階 (勤務先所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ツヴァイ 常勤監査役
連絡先	連絡先 株式会社ツヴァイ 連絡場所 東京都中央区銀座五丁目9番8号 クロス銀座5階 電話番号 03-6858-0281
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年7月25日現在)

氏名又は名称	荻原 久示
住所又は所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 (勤務先所在地)
職業又は事業の内容	トップバリュコレクション株式会社 代表取締役
連絡先	連絡先 トップバリュコレクション株式会社 連絡場所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 電話番号 043-382-5600
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年7月25日現在)

氏名又は名称	山崎 猛
住所又は所在地	東京都調布市仙川町三丁目2番4号 (勤務先所在地)
職業又は事業の内容	オリジン東秀株式会社 取締役
連絡先	連絡先 オリジン東秀株式会社 連絡場所 東京都調布市仙川町三丁目2番4号 電話番号 03-3305-0180
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年7月25日現在)

氏名又は名称	山西 昭夫
住所又は所在地	三重県松阪市船江町1392-3(勤務先所在地)
職業又は事業の内容	松阪商業開発株式会社 取締役
連絡先	連絡先 松阪商業開発株式会社 連絡場所 三重県松阪市船江町1392-3 電話番号 0598-52-4700
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年7月25日現在)

氏名又は名称	大池 学
住所又は所在地	横浜市神奈川区富家町1-1(勤務先所在地)
職業又は事業の内容	まいばすけっと株式会社 代表取締役
連絡先	連絡先 まいばすけっと株式会社 連絡場所 横浜市神奈川区富家町1-1 電話番号 045-439-0667
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年7月25日現在)

氏名又は名称	中前 圭司
住所又は所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1(勤務先所在地)
職業又は事業の内容	イオングロ-バルSCM株式会社 取締役
連絡先	連絡先 イオングロ-バルSCM株式会社 連絡場所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 電話番号 047-318-8923(イオン関東RDC内)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年7月25日現在)

氏名又は名称	堀井 健治
住所又は所在地	ITF Tower 2,21th Floor,140/48 Silom Road,Bangrak,Bangkok 10500 (勤務先所在地)
職業又は事業の内容	AEON Topvalu Thailand, BHD 代表取締役
連絡先	連絡先 AEON Topvalu Thailand, BHD 連絡場所 ITF Tower 2,21th Floor,140/48 Silom road, Bangrak, Bangkok 10500 電話番号 662-231-6190-91
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年7月25日現在)

氏名又は名称	茂呂 正行
住所又は所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1(勤務先所在地)
職業又は事業の内容	株式会社イオンファンタジー 監査役
連絡先	連絡先 株式会社イオンファンタジー 連絡場所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 電話番号 043-212-6203
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年7月25日現在)

氏名又は名称	清水 高登
住所又は所在地	愛知県名古屋市千種区今池三丁目4番10号(勤務先所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ジーフット 取締役
連絡先	連絡先 株式会社 ジーフット 連絡場所 愛知県名古屋市千種区今池三丁目4番10号 電話番号 052-732-7789
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

丸紅株式会社

(平成25年7月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,165,870(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	1,165,870	-	-
所有株券等の合計数	1,165,870	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

株式会社マルナカ

(平成25年7月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	200(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	200	-	-
所有株券等の合計数	200	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 株式会社マルナカは小規模所有者に該当いたしますので、株式会社マルナカの所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月25日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

足立 憲昭

(平成25年7月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	20(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	20	-	-
所有株券等の合計数	20	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 足立憲昭氏は小規模所有者に該当いたしますので、足立憲昭氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月25日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

稲田 道治

(平成25年7月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	4 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	4	-	-
所有株券等の合計数	4	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 稲田道治氏は小規模所有者に該当いたしますので、稲田道治氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月25日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

荻原 久示

(平成25年7月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	2	-	-
所有株券等の合計数	2	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 荻原久示氏は小規模所有者に該当いたしますので、荻原久示氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月25日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

山崎 猛

(平成25年7月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	1	-	-
所有株券等の合計数	1	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 山崎猛氏は小規模所有者に該当いたしますので、山崎猛氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月25日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

山西 昭夫

(平成25年7月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	2	-	-
所有株券等の合計数	2	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 山西昭夫氏は小規模所有者に該当いたしますので、山西昭夫氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月25日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

大池 学

(平成25年7月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	2	-	-
所有株券等の合計数	2	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 大池学氏は小規模所有者に該当いたしますので、大池学氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月25日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

中前 圭司

(平成25年7月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	65 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	65	-	-
所有株券等の合計数	65	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 中前圭司氏は小規模所有者に該当いたしますので、中前圭司氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月25日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

堀井 健治

(平成25年7月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	2	-	-
所有株券等の合計数	2	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 堀井健治氏は小規模所有者に該当いたしますので、堀井健治氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月25日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

茂呂 正行

(平成25年7月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	180 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	180	-	-
所有株券等の合計数	180	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 茂呂正行氏は小規模所有者に該当いたしますので、茂呂正行氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月25日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

清水 高登

(平成25年7月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	5	-	-
所有株券等の合計数	5	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 清水高登氏は小規模所有者に該当いたしますので、清水高登氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年7月25日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(1)本協定

当社は、本公開買付けを実施するにあたり、平成25年3月27日付で、丸紅との間で、本協定を締結しております。なお、本協定においては、本公開買付けの実施に関する事項のほか、本公開買付けの成立を条件に、(a)当社と丸紅との戦略的パートナーシップにより食品分野で国内外における効率的なサプライチェーンマネジメントを構築すること、(b)対象者の業績改善を目指して丸紅グループの対象者に対する安定した商品供給を今後も継続すること、(c)対象者の金融機関に対する返済資金その他の必要資金について当社が必要な支援を行うこと、(d)本公開買付けの開始日までに丸紅が丸紅RIから譲り受ける丸紅RIが平成25年3月27日現在所有する対象者株式21,643,050株(普通株式11,691,100株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合:10.89%)のうち、本公開買付けの成立後も丸紅が継続保有する対象者普通株式9,932,700株(所有割合:5.00%以下、本(1)において、「本継続保有株式」といいます。)について、行使価格を本公開買付け価格と同額として、丸紅の当社に対するプットオプションを設定すること、(e)丸紅が本継続保有株式を保有している間は、丸紅は対象者の取締役1名の指名権を有すること、(f)丸紅が本継続保有株式を保有している間は、本継続保有株式の内容を変更する行為、現金その他の財産と交換する行為について丸紅の事前同意を得ること、及び対象者の組織再編行為といった重要な事項について丸紅に事前通知すること、(g)本株主間契約の合意解除について、合意しております。

(2)本公開買付け応募契約

当社は、本公開買付けの実施にあたり、平成25年3月27日付で、丸紅との間で、本公開買付け応募契約を締結しております。丸紅は本公開買付け応募契約において、対象者甲種類株式には対象者普通株式を対価とした取得請求権が付されておりますが、丸紅及び丸紅RIが平成25年3月27日現在所有する対象者甲種類株式(合計46,581,250株)の当該取得請求権を本公開買付けが終了するまで自ら行使せず丸紅RIをして行使させない旨、丸紅RIが平成25年3月27日現在所有する対象者株式21,643,050株(普通株式11,691,100株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合:10.89%)については本公開買付けの開始日までに丸紅が丸紅RIから譲り受けただうえで、当社との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者普通株式9,932,700株(所有割合:5.00%)を除く対象者株式48,360,820株(普通株式1,779,570株及び甲種類株式46,581,250株、所有割合:24.34%)について本公開買付けに応募する旨に合意しております。

なお、上記のとおり、丸紅RIが平成25年3月27日現在所有していた対象者株式の全て21,643,050株（普通株式11,691,100株及び甲種類株式9,951,950株、所有割合：10.89%）は、平成25年4月23日付で丸紅に譲渡されております。

丸紅は、(a)当社の本公開買付応募契約上の表明保証(注1)が重要な点において真実かつ正確ではない場合、(b)当社の本公開買付応募契約上の義務(注2)に違反がある場合、(c)対象者において、本公開買付けに賛同する旨の出席取締役全員一致の取締役会決議が行われない場合、又は行われてもその内容を公表しない場合、若しくはこれを撤回し、又はこれと矛盾する内容の取締役会決議を行った場合、(d)天災地変その他丸紅及び丸紅RIに帰責性のない事由により本公開買付けへの応募が社会通念上不可能であると認められる影響が新たに判明した場合、(e)当社が独占禁止法に基づく排除措置命令を行わない旨の通知を受理しなかった場合、(f)当社について破産手続、再生手続、更生手続、特別清算その他適用ある同種の法的倒産手続（外国法に基づく手続を含む。）が開始された場合、(g)本公開買付けに対抗する公開買付けその他の対象者の株式を対象とする買付け行為が提案又は公表された場合で、丸紅が本公開買付けに応募することが取締役の善管注意義務又は忠実義務違反となると合理的に判断する場合には、本公開買付けに応募しない又は本公開買付応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、丸紅がその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。

(注1)本公開買付応募契約では、()本公開買付応募契約の締結及び履行、強制執行可能性、()必要な許認可等の取得、()法令等、社内規則、及び他の契約等との抵触の不存在、()資金調達に関する事項が当社の表明保証事項とされております。

(注2)本公開買付応募契約では、当社は、()本公開買付応募契約に従って公開買付けを実施する義務、()秘密保持義務、()契約上の地位及び権利義務の譲渡禁止の義務を負っています。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

当社は、丸紅との間で締結した平成25年3月27日付の本協定において、本公開買付けの成立後も丸紅が継続保有する対象者普通株式9,932,700株(所有割合:5.00%)について、行使価格を本公開買付価格と同額として、丸紅の当社に対するプットオプションを設定することについて、合意しておりますが、丸紅によるプットオプションの行使期間は定められておらず、現時点において買付け等の具体的な予定はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

当社は、平成19年3月9日、当社、対象者及び丸紅との間で資本業務提携を行うことに合意し、同日付で本業務提携契約を締結するとともに、丸紅が所有する対象者株式の一部を当社が取得すること、また、当社と丸紅の双方が対象者へ役員の派遣を行うことにより、3社間の信頼・協力関係を築いたうえで、当社と対象者が共通に有するお客様第一主義の基本理念のもと、対象者の早期再生を実現するべく3社一体となって協力・協業してまいりましたが、本業務提携契約には、本株主間契約の終了により当然終了する旨の定めがあり、当社及び丸紅は、本公開買付けの成立を条件に本株主間契約を合意解除する予定であるため、本業務提携契約も当然終了する予定です。

最近3事業年度における当社グループと対象者グループの間の取引の概要及び金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

取引の概要	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	自平成22年3月1日 至平成23年2月28日	自平成23年3月1日 至平成24年2月29日	自平成24年3月1日 至平成25年2月28日
対象者グループによる当社グループからの商品仕入	38,301	37,022	34,228

当社は、対象者に対して、当社の役員、使用人又はこれらであった者5名（村井正平、山下昭典、近澤靖英、寺嶋晋及び豊島正明）を取締役として、2名（川本敏雄及び濱田和成）を監査役として指名しております。また、当社は、対象者に対して、従業員の出向を行っております。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、T M I 総合法律事務所から得た法的助言も踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、企業価値の更なる向上の実現と株主利益の最大化を主眼に、当社との間で一層強固な資本関係と業務提携関係を構築することが必要であるとの認識に至ったとのことです。かかる認識の下、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで、対象者の今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、対象者株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、平成25年3月27日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。

また、野村證券から取得した対象者普通株式に対する本株式価値算定書及びT M I 総合法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付け価格は最終的には丸紅と当社との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社となることで、対象者の早期の損益改善等が図られ、今後の事業展開が加速すると同時に利益の拡大が実現でき、対象者株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと考えられることからすれば、株主の皆様が対象者株式を保有し続けるという判断にも十分な合理性が認められること、当社は、本公開買付けにより対象者普通株式を上場廃止とすることを企図しておらず、対象者普通株式は本公開買付け後も上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かを判断するに際して、上場廃止の懸念から生じる強圧の効果はない（すなわち、本来は応募を望まないにもかかわらず、株式を保有したまま上場廃止となって株式を売却する機会を失うこと等を回避するために、意思に反して応募せざるを得なくなるといったおそれはない）と考えられることに鑑み、平成25年4月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの応募については、対象者の株主各位のご判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。

上記平成25年3月27日開催の対象者取締役会及び平成25年4月12日開催の対象者取締役会においては、いずれにおきましても、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、まず当社及び丸紅の出身者又は出向者を除く取締役のみで審議及び決議を行ったとのことです（以下、本項において、平成25年3月27日開催の対象者取締役会及び平成25年4月12日開催の対象者取締役会において行われたかかる審議及び決議を総称して、「第1決議」といいます。）。その上で、仮に、当社及び丸紅の出身者又は出向者である取締役が会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）第369条第2項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈される場合には、第1決議は、同条第1項に定める取締役会の定足数を満たさないものであることになってしまうことを考慮し、平成25年3月27日開催の対象者取締役会及び平成25年4月12日開催の対象者取締役会のいずれにおきましても、第1決議に参加しなかった取締役を加えた対象者の全ての取締役にて改めて審議及び決議を行ったとのことです（以下、本項において、平成25年3月27日開催の対象者取締役会及び平成25年4月12日開催の対象者取締役会において行われたかかる審議及び決議を総称して、「第2決議」といいます。）。よって、当社の出身であり、又は、当社からの出向者である対象者代表取締役会長 川戸義晴、対象者取締役 山下昭典及び対象者取締役 川本敏雄、並びに、丸紅の出身であり、又は、丸紅からの出向者である対象者代表取締役社長 桑原道夫氏、対象者取締役 山崎康司氏及び対象者取締役 小倉泰彦氏は第1決議の審議及び決議に参加せず、第2決議の審議及び決議にのみ参加しているとのことです。また、同様の観点から、上記の6名の取締役は、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

なお、対象者監査役については、平成25年3月27日開催の対象者取締役会においては、当社の取締役専務執行役を兼務する豊島正明、丸紅の執行役員を兼務する田島真氏、丸紅の出身である鶴山和英氏は、同様の観点から第1決議に係る取締役会の審議には参加せず、第2決議に係る取締役会の審議にのみ参加したとのことです。また、平成25年4月12日開催の対象者取締役会においては、第1決議に係る取締役会の審議については永井英介氏のみ参加し、第2決議に係る取締役会の審議については、永井英介氏及び鶴山和英氏の2名が参加したとのことです。

第1決議及び第2決議に係る取締役会は、上記の利益相反の疑いを回避する観点から審議及び決議に参加していない取締役を除く全ての取締役が出席し、それぞれ、出席した取締役全員の一致で上記決議を行っており、また、それぞれ、出席した監査役のいずれからも特に異議は述べられていないとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所市場第一部						
月別	平成25年 1月	平成25年 2月	平成25年 3月	平成25年 4月	平成25年 5月	平成25年 6月	平成25年 7月
最高株価（円）	228	234	369	430	390	321	382
最低株価（円）	187	192	220	282	314	270	286

(注) 平成25年7月については、平成25年7月24日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数（単位）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合（%）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式数の 割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第61期(自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日) 平成24年5月23日 関東財務局長に提出

事業年度 第62期(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日) 平成25年5月22日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第63期第1四半期(自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日) 平成25年7月11日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ダイエー

(兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【その他】

該当事項はありません。